#### 国民 わたしたちの生活を支える税金

国民健康保険は相互扶助の精神に基づき、加入者の病気やけがなどに保険給付を行うことを目的とする制度です。 その財源は、納めていただいた国保税と県からの補助金などで成り立っていますので、期限内の納付をお願いします。 納税通知書は、7月(1期)~翌年3月(9期)までの9回に分かれており、口座振替、現金(金融機関やコンビニ)、ス マホ決済アプリなどで納められます。また、特別徴収(年金天引き)の人は、4月・6月・8月・10月・12月・2月の 6回に分けて、年金から差し引いて納めています。

※令和7年度のみ医療保険分の所得割が7.0%から6.8%に、均等割は25,200円から23,200円に引き下げとなります

■ 問い合わせ 住民課住民税係 ☎64-8312

## 保税額 = 所得割+均等割+平等割

# 健康保険税(国保税)のしくみ

#### 納税する人は世帯主

世帯主が国保加入者であるなしに関わらず、世帯員に国保加入者がいれば世帯主が納税者です。

(後期高齢者医療制度のための負担)

2,190,000円×2.4%=52,560円

#### 39歳までの人・65歳以上74歳までの人

- ▲医療保険分
- B後期高齢者支援金分

(医療費のための負担)

2,190,000円×6.8%=148,920円

算定した額の合計が国保税額

※65歳以上の人は、介護保険料を別に納めます。

課税所得額×6.8%

#### 40歳以上64歳までの人

(A)医療保険分

①介護保険分

B後期高齢者支援金分

計算例

国保税額

介護保険分

(介護サービスのための負担)

【40歳~64歳の人】

2,170,000円×1.8%=39,060円

1人 8,400円

1人分 8,400円

算定した額の合計が

課税所得額×1.8%

(A)医療保険分 B後期高齢者支援金分

## 区 分

#### (1) 所

所得(課税所得額)に応じて計算します。 課税所得額…前年の総所得金額から 基礎控除(43万円)を引いた額

## 税率 (額)

#### ② 均

世帯員の国保加入者数に応じて計算します。

③ 平 等割

1世帯当たりの金額

国保税額(1)+2+3)

#### 【計算例】

甘楽さん(夫、妻、子ども2人)の場合



260万円

妻39歳 所得 /事業所得\/







260万-43万=217万円1合計 国保税額の計算は右のとおりです。

※未就学児の均等割は半額になります。



★18歳以下の子どもの均等割額は、 一度支払いますが、年度末に補助

金として交付されます。

町独自支援

1世帯当たり 20,000円

4人分 81,200円



※半額の

11,600円



- 1人 8,000円

4人分 28,000円



課税所得額×2.4%

1世帯当たり 5,200円



計250,100円(100円未満切り捨て)

計87.900円(100円未満切り捨て)

計52,600円(100円未満切り捨て)

【計算例】甘楽さん世帯の国保税額(年額) 390.600円

★46,800円を補助金 として年度末に受領

変更前 650,000円 変更前 240,000円

変更後 660,000円 変更後 260,000円 170,000円

## 軽減判定所得の見直し

世帯(加入者と世帯主)の総所得に応じて、均等割・平 等割が軽減される制度です。今年度は法改正に伴い、5 割・2割軽減の範囲が拡大されました。

	軽減割合	所得基準(加入者と世帯主の総所得)	
	7割軽減	43万円+{10万円×(年金・給与所得者の数-1)} 【改正なし】	
	5割軽減	変更前	43万円+ (29.5万円×加入者数) + {10万円×(年金・給与所得者の数-1)}
		変更後	43万円+ (30.5万円×加入者数) + {10万円×(年金・給与所得者の数-1)}
	2割軽減	変更前	43万円+ (54.5万円×加入者数) + {10万円×(年金・給与所得者の数-1)}
		変更後	43万円+ (56.0万円×加入者数) + {10万円×(年金・給与所得者の数-1)}

<sup>'</sup>所得割・均等割・平等割の計算をした結果、限度 <sup>'</sup> |額を超える場合、超えた部分は徴収されません。 *|* 

※加入者数には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含みます。

## 申請してください 国保税の軽減制度

以下に該当する人は、納税義務者が申請することで国保税が軽減さ れます。対象要件など詳しくは、住民税係にお問い合わせください。

#### 非自発的離職者軽減制度

勤めていた会社をやむを得ず離職された人は、当該年 度を含む2年間の国保税が軽減されます。失業時65歳未 満で「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険受

給資格通知1の離職理中欄に軽減対象コード が記載されている人が対象です。

#### 産前産後期間の軽減

国民健康保険被保険者が出産する際に (出産予定含む)産前産後の一定期間の国

保税(所得割額・均等 割額)が軽減されます。

【関連:15ページ】





9 広報かんら/2025.7.1 広報かんら/2025.7.1 8